



そこが知りたい
 暮らしの金融知識

【図表1】相続法の改正ポイント

施行日	内容
2019/1/13	自筆証書遺言の方式の緩和
2019/7/1	夫婦間の自宅贈与は相続の対象外に
	預貯金の仮払い制度の創設
	遺留分の金銭での請求が可能に
2020/4/1	特別寄与料の新設
	配偶者居住権の新設
2020/7/10	自筆証書遺言の保管制度の創設

(出所) 監修者作成

民法の相続に関する規定（相続法）が、前回、大幅に改正されたのは1980年。配偶者の相続分が3分の1から2分の1に引き上げられました。それから40年近い歳月が流れ、平均寿命は当時に比べて男女とも8歳程度延び、残された配偶者の生活保障がより一層必要になっていきました。そこで、残された配偶者が安心して余生を過ごせるよう、不安な部分を法的

相続なんて「自分は関係ない」と思っていないでしょうか？実は、2015年の税制改正で相続税の非課税枠が4割削減され、改正前に比べて相続税を支払うケースが増えていきます。そうしたなか、約40年ぶりに大幅改正された民法の相続に関する規定（相続法）がいよいよ施行されます。一部はすでに今年1月からスタートしましたが、大半が来年7月までに施行される予定です。本号では、改正のポイントを押さえつつ、いざというときになって慌てないよう、実際の相続手続きの流れや留意点についてご紹介します。

相続法が大きく変わる！ 知っておきたいポイント

に手当てしようというのが今回の改正の趣旨です。改正ポイント【図表1】を、一つずつ紹介していきます。

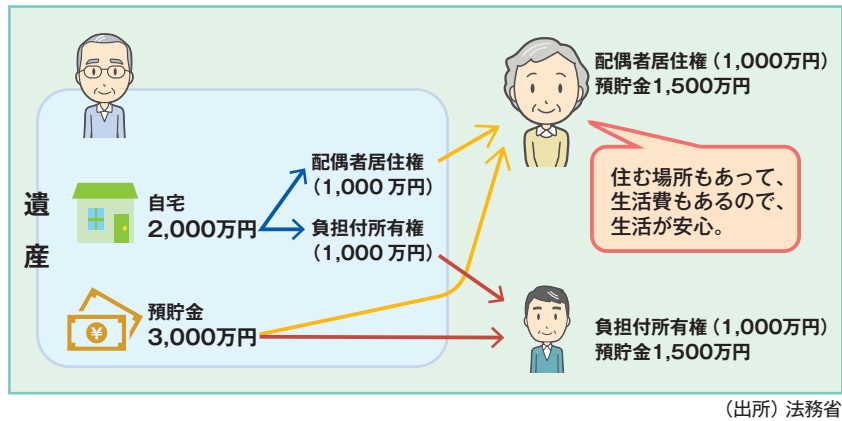
1. 配偶者居住権の新設

現行制度では、残された配偶者が自宅で暮らすためには、配偶者自身が自宅を相続するか、自宅を相続した人（子どもなど）と賃貸借契約などを結ぶかを選択する必要があります。「住み慣れた家でこのまま暮らしたい」と配偶者自身が自宅を相続すると、預貯金はほとんど受け取れず、以降の生活に不安が残るといったこともありました。また、賃貸借契約なども、相続した子どもが自宅の売却を考えているため応じてくれないなど、必ずしもうまくいくとは限りませんでした。

そこで、今回の改正で所有権は子どもにも相続させつつも、残された配偶者には、「配偶者居住権」を与えることで、自宅に住み続けることが可能になりま

した【図表2】。配偶者居住権には、残された配偶者にとっては、自宅に住み続けながら法定相続分のなかで預貯金なども受け取り、今後の生活の糧にできるというメリットがあります。

【図表2】 配偶者居住権の仕組み



(出所) 法務省

一方、自宅を相続した子どもは、自由に自宅を処分（賃貸や売却）することができなくなりますが、一定の要件を満たすと相続の際に「小規模宅地等の特例」の適用を受け、自宅の土地の評価額を最大8割減らすことも可能となる方向です。

2. 夫婦間の自宅贈与は、原則として特別受益の対象外

結婚20年以上が経過した夫婦の間で、自宅（居住用不動産〈居住用建物またはその敷地〉）の遺贈または贈与があった場合、原則として「特別受益（遺産の先渡し）」にあらず、自宅の取得を配偶者の相続分から差し引く必要がなくなりました。例えば、夫が生前に自宅を妻に贈与した場合などが典型例です。従来は、生前贈与された自宅も「特別受益」として、原則として、相続分から差し引くこととされてきました。今回の改正で、妻は、夫が亡くなった後も自宅を確保でき、そのほかに、法定相続分に応じた遺産を相続することができるようになりました。

なお、結婚20年以上の夫婦には、自宅やその取得資金に関して2000万円までの贈与が非課税になる特例（特定贈与財産）もあり、この特例との併用が可能です。

3. 「自筆証書遺言」の見直し

さて、1. 2. は、いわば「夫婦の財産を認め、それを守るための改正」です。そしていずれの項目も、確実に実行するためにしっかりと遺言を書き残しておくことが有用なため、遺言書の重要性も増しています。そこで、今回の改正では「自筆証書遺言」の見直しも行われています【図表3】。

(1) 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言とは、本人が直筆で書いた遺言のことです。今回の改正により、「全文直筆」が必須だった自筆証書遺言のうち、財産目録については、全ページに本人の署名・押印をすれば、パソコンで作成したり、銀行の預貯金通帳・証券会社の取引報告書のコピーや登記事項証明書などの添付で代用することが可能になりました。

高齢者にとって、全文直筆はかなりの負担になりますし、取引先金融機関が多

【図表3】 自筆証書遺言の変更点

	改正前	改正後
作成者	本人	本人
作成方法	全文直筆	本文は直筆、財産目録はワープロ・パソコン入力可（通帳などのコピー添付も可）
保管場所	自宅など	自宅などに加え法務局で保管可
書式	自由	特定の様式（無封）*
不備があった場合	無効	保管の際に法務局が不備を指摘する可能性もあり*
紛失・改ざんリスク	あり	なし**
裁判所の検認	必要	不要**

※は法務局で保管した場合

(出所) 監修者作成

岐にわたる場合や複数不動産を所有する場合なども手間がかかります。今回の改正で、こうした負担が大幅に軽減されるほか、財産に変化があったときも修正しやすいといったメリットが生まれます。

(2) 自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言というと、自宅の仏壇や書斎の引き出しなどにこっそり隠しておくイメージがあります。書いた本人にしてみれば容易に見つかると困るわけですが、他方で、いざというときに発見されず、実際の相続には故人の遺志が反映されないことも少なくないようです。

そこで、今回の改正により、一定の手続きをすれば、自筆証書遺言を法務局で保管してもらえるようになります。

これまでの自筆証書遺言は「発見されないリスク」に加え、紛失や第三者による隠匿・改ざんの危険性もありましたが、法務局なら、そうした心配は無用です。また、保管官のチェックが入るので、作成日付や押印の漏れなどで遺言が無効になるのを防ぐ効果も期待できます。遺族は最寄りの法務局で遺言書があるかどうか検索することができ、写しの請求や画像データの閲覧も可能です。

なお、通常は自筆証書遺言が発見されたら封を切る前に家庭裁判所で検認を受ける必要がありますが、改ざんなどの恐れがないため、法務局で保管する場合はこの検認が不要になります。

4. 預貯金の仮払い制度の創設

口座名義人が亡くなったことを知ると、金融機関はその預貯金口座を凍結します。結果として、遺産分割協議が終わるまで預貯金は下ろせず、葬式費用や相続人の生活費などに支障をきたすこともありました。しかし、今回の改正で預貯金の仮払い制度が創設され、遺産分割前でも葬儀代などの必要資金が引き出せるようになります。

仮払い制度は2通りあります。まずは、①家庭裁判所を通さない方法です。相続人1人につき「口座ごとの残高×3分の1×自分の法定相続分」かつ、「1金融機関につき最大150万円まで」を引き出すことができます。それでも必要資金が足りなかった場合は、②家庭裁判所に「預貯金債権の仮分割の仮処分」を申し立てる方法があります。従来、「仮分割の仮処分」における「急迫の危険を防止する」という要件は非常に厳格で、裁判所で認められるケースは多くありませんでした。今回の改正により、仮処分については、「相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情」がある場合と、要件が緩和されたため、遺産分割前の預貯金の払い戻しが認められやすくなりました。

5. 遺留分の請求は金銭に統一

遺留分とは法定相続人の「最低限の取

り分」を確保する制度で、遺言があっても遺留分の権利を侵害することはできません。遺留分が認められているのは亡くなった人の配偶者、子ども（すでに亡くなっている場合は代襲相続人）、父母などの直系尊属のみ。該当者は、それぞれの法定相続分の2分の1（相続人が直系尊属の場合3分の1）となる遺留分について、ほかの相続人に請求することが可能です。

例えば、経営者である父親が亡くなり、後を継いだ2人兄弟の兄に遺言で自社株をすべて相続させたとします。これまでは、弟が遺留分減殺請求をすると、父名義の自社株すべてについて、兄4分の3、弟4分の1の準共有となり、後継者である兄の円滑な事業承継が阻害されるケースがありました。

今回の改正では、遺留分の権利を持つ相続人が、被相続人から遺留分を侵害する遺贈または贈与を受けた者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いのみを請求できるようになり、自社株や不動産などを共有することで起きる不都合を回避することになりました。

6. 特別寄与料の新設

例えば、長男夫婦の献身で、要介護状態の親が天寿を全うしたとしましょう。長男には遺産分割の際に介護の「寄与分」が認められますが、相続人でない長男の妻は、義理の親の遺言がない限り、相続財産からは何も受け取ることができません。今

回の改正により、相続人以外の親族が、被相続人に無償で療養看護などの労務を提供した結果、相続財産が維持されたり増加した場合には、当該親族を「特別寄与者」として、相続人に対し、金銭（特別寄与料）を請求できるようになりました。

特別寄与者となり得るのは、「被相続人の相続人でない親族」。民法上の親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族（子どもの配偶者、甥や姪、相続人とならない兄弟姉妹など）を指します。

特別寄与料を請求するためには「貢献の証拠」として、例えば介護の詳細な記録を残しておくといったことが考えられます【図表4】。実際の特別寄与料の金額は、まず民間業者に同じ内容の介護を依頼した場合の費用を基準に考えます。

相続手続きの スケジュールと注意点

配偶者や親など大切な人を失った直後は、頭のなかが真っ白になって、しばらく何も手に付かなくなる人が多いことでしょう。しかし、残された家族が行うべき行政上や相続関係の手続きは多数あり、故人を悼みながらも粛々と進めていく必要があります。2019

年春号の「教えて！知るほど」では、配偶者が亡くなった際の、「社会保障」や「金融資産」に関わる手続きを中心

【図表4】 特別寄与料の請求に必要な記録作成のポイント

- ・介護について記した日記などを残しておく
- ・電子メールなどのやり取りの記録を残しておく
- ・おむつ代や送迎費用（タクシーなど）の領収書、薬代のレシートなどを残しておく
- ・兄弟姉妹などの近親者と介護について、記録の共有などを小まめにしておく

（出所）監修者作成

これに、親族の介護であることなどを勘案し、最終的に遺産総額や相続人の遺留分などを考慮して決められます。なお、特別寄与料は相続税法上の「遺贈」とみなされ、相続税額が2割増になるので注意が必要です。

ご紹介しました。本号では、それ以外の主に相続関連の手続きをお伝えします。

最終的には、相続の開始があった日（被相続人が亡くなった日）の翌日から10カ月以内に、相続税を申告・納税する必要がありますが【図表5】、具体的にどのような手続きを踏んでいけばよいか、重要なものを、順を追って紹介しましょう。

1. まず必要となる届け出

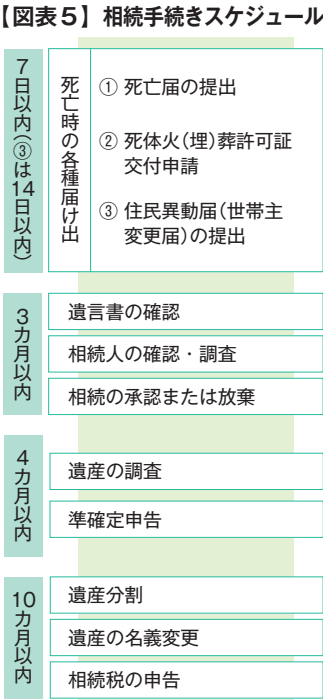
まず必要となるのは、住所地の市区町村役場に「死亡届」を提出することです。期限は亡くなった日から7日以内。これを基に、税務署は相続税の申告の可能性がある人を調査します。また、死亡届提出後には「火葬許可証交付」の申請もしておく必要があるほか、「世帯主変更届」も14日以内に提出が必要です。

2. 相続をするかしないかの判断 (3カ月以内)

葬儀・告別式や1.の届け出を終えると、遺産相続の手続きがスタートします。相続の開始があったことを知った日の翌日から3カ月以内に行わなければならないが、相続をするかしないか、つまり、「相続の承認または放棄」を決定することです。そのため、次の手続きが必要となります。

(1) 遺言書の有無を確認

相続の手続きをスタートするにあたり



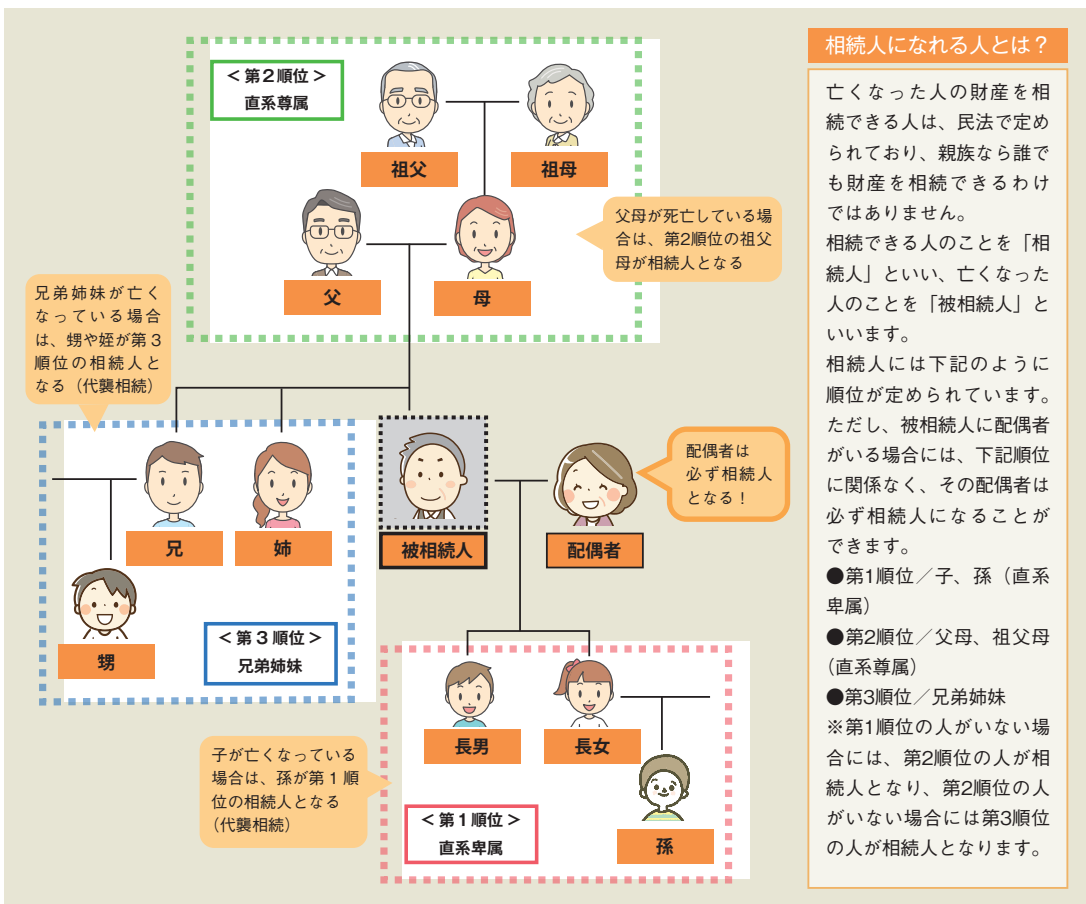
(出所) 監修者作成

(2) 「法定相続人」の確定

民法では、相続人となる人の範囲を婚姻関係と血族関係に基づいて定めています。これを「法定相続人」

てまず行いたいのが、被相続人が遺言書を残しているかどうかを確認することです。遺言は相続において、民法上の相続人や法定相続分よりも優先され、遺産分割協議が不要となるためです。遺言書には、「自筆証書遺言」のほか、公証人役場で公証人に口述筆記してもらった「公正証書遺言」、内容を誰にも明かさないうちにあらかじめ封印した遺言書を公証人役場に持参し、公証人と2人以上の証人立ち会いの下に遺言として認めてもらう「秘密証書遺言」があります。自筆証書遺言や秘密証書遺言の場合は、開封せず家庭裁判所に提出し、検認手続きを受けて開封します。公正証書遺言の場合は、その場で開封して構いません。遺言書は民法で定められた形式に則ったものでなければ効力を有さず、夫婦や兄弟姉妹など2人以上による共同遺言書や第三者による代理遺言書などは無効になります。また、遺言書が相続人の遺留分を侵害している場合は遺留分減殺請求権の方が優先されます。

【図表6】 相続人の範囲



(出所) 監修者作成

(3) 遺産相続するか否かの判断

相続人は相続するかしないかを選ぶことができます。ただし、相続の開始があったことを知った日の翌日から3カ月以内に選択の決断をしなければなりません。

相続の承認には、被相続人の財産と債務のすべてを承継する「単純承認」と財産の範囲内で債務を承継する「限定承認」があります。「限定承認」とはプラスの財産で払える限度でマイナスの財産も引き継ぐ方法です。ただし相続人全員の同意が必要となり、家庭裁判所に3カ月以内に申述書を提出しなければなりません。また、一切相続しない「相続放棄」を選ぶこともできます。相続放棄も限定承認と同様に3カ月以内に申述書を提出する必要があります。相続人全員の同意は不要ですが、迷惑をかけることのないように、提出前に自分の意思をほかの相続人に伝えておくのがよいでしょう。

(4) 遺産の調査

法定相続人の確認作業と並行して、どんな財産があるか、それぞれの財産がいくらあるかを調べます。故人名義の金融商品や不動産、貴金属、美術品などをリストアップして「相続財産目録」を作成していくのです。遺産には財産だけでなく、住宅ローンや連帯保証などの債務もあります。財産と債務の両方を調査したうえで、相続財産の全体像を把握する必要があります。

あります。そして、各相続人が遺産を相続するか否かを最終的に決めることとなります。

相続財産の種類によって相続税計算のための評価方法は異なります【図表7】。以下では、主な財産の調査の方法を紹介します。

●不動産

不動産に関しては、毎年6月ごろに市区町村から送付される固定資産税の納税通知書を確認するとよいでしょう。この納税通知書には、所在地、面積、評価額などが記載されていますので、不動産の大体の内容を把握することができます。

●金融資産

預貯金については通帳で口座番号などを確認したうえで、金融機関に残高証明書を発行してもらいます。有価証券については、配当金の支払通知書や取引明細などを基に、生前に取引があった金融機関から、残高証明書を発行してもらいます。

【図表7】 相続財産の評価方法

財産の種類		簡易計算法	
相続財産	土地	宅地	路線価または固定資産税評価額×倍率
		貸宅地	自用地としての価額×(1-借地権割合 ^{*1})
		アパートなどの敷地(貸家建付地)	自用地としての価額×(1-借地権割合 ^{*1} ×借家権割合 ^{*2} ×賃貸割合)
	家屋	自宅(自用家屋)	固定資産税評価額
		貸家(アパートなど)	固定資産税評価額×(1-借家権割合 ^{*2})
	金融資産	現金	死亡した日の残高
		預貯金	死亡した日の残高
		有価証券(公社債、投資信託、株式)	死亡した日の時価など
	その他	自動車	下取り査定価格
		ゴルフ会員権	取引価格×70%
みなし財産	死亡時に入のお金	受け取った保険金-非課税枠 ^{*3}	
		受け取った死亡退職金-非課税枠 ^{*3}	

※1:地域ごとに定められており90~30%(路線価図などで確認) ※2:一律30% ※3:500万円×法定相続人の数 (出所)監修者作成

●生命保険金など

被相続人が保険の契約者で、保険金の受取人になっている場合は、死亡保険金

や解約返戻金は相続財産となります。しかし、被相続人が保険の契約者で、受取人が相続人の場合、その保険金は受取人のもことになるので、相続財産にはならず遺産分割の対象にもなりません。ただし、税の計算上は、「みなし財産」とされ、一定額が課税対象になる可能性があります。

3. 被相続人の税の申告 (4カ月以内)

確定申告の必要がある人が亡くなった場合には、相続人が代わって所得税の確定申告を行う必要があります。相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に、1月1日から死亡日までの所得金額および税額を計算し、申告と納税をしなければなりません。これを「確定申告」といいます。

4. 「最後の難関」相続税申告 (10カ月以内)

相続人が相続の意思決定をした後、「遺産分割協議」を行います。これは、誰が、どの遺産を引き継ぐかを具体的に協議していくもので、相続人全員の参加が絶対条件となります。1人でも欠けたら協議は成立しません。遺言書があればその内容が優先されますが、ない場合は「法定相続分」を基に算定する具体的相続分に沿って分割していくのが一般的です。協議で決まったことを基に「遺産分割協議書」を作成し、相続人全員が署名・押印

【図表8】遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書

最後の住所 東京都●●区1丁目1番1号
 最後の本籍 東京都●●区1丁目1番1号

被相続人●●●● (令和●●年●月●日死亡) の遺産については、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次の通り遺産を分割することに決定した。

記

1. 相続人△△ △△が取得する財産
 (1) 土地
 ①所在 東京都●●区
 地番 ●●番●
 地目 宅地
 地積 ●●㎡
 持分 ●分の●

(2) 証券投資信託／●●銀行●●支店
 ①●●オープン

2. 相続人□□ □□が取得する財産
 (1) 預金／○○銀行○○支店
 定期預金 口座番号11111111の全額

以上の通り、相続人全員による遺産分割の協議が成立したのでこれを証する為の本書を作成し、各自署名押印する。
 なお、その後新たに相続財産及び債務が発見された場合には、相続人全員で別途協議して決めるものとする。

令和 年 月 日

住所 東京都●●区●●●●●●●●
 相続人 △△ △△ 実印

住所 東京都●●区●●●●●●●●
 相続人 □□ □□ 実印

協議書の作成日を必ず入れる

相続人全員が直筆で署名し、実印で押印する。相続人全員の印鑑証明書を添付する

(出所) 監修者作成

します【図表8】。その後は遺産分割協議書に基づいて、相続分の名義変更（不動産、有価証券、預貯金など）の手続きを行います。

最後に、相続税の計算を行い、相続税の申告書を作成したうえで、被相続人の住所を統括する税務署に提出します。相続税の申告・納税の期限はともに、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内です（納税は、現金一括が原則です）。

相続税は次のステップで算出します。

(1) 課税価格の計算

まずは、相続財産目録に記載されている財産から債務や葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の額を加えて相続税の「課税価格」を計算します。

(2) 課税遺産総額の計算

相続税には、「基礎控除」(3000万円

円+600万円×法定相続人の数)があり、(1)で計算した「課税価格」から基礎控除を差し引き、「課税遺産総額」を計算します。

(3) 相続税の総額の計算

相続財産が(2)の基礎控除を超えた場合は、相続税の申告が必要となるため、相続税の計算をします。相続税の総額は、相続の割合に応じた各自の納税額から算

出します。

(4) 納付税額の計算

各自の納税額から税額控除（配偶者控除、未成年者控除、贈与税額控除など6種類）を差し引いても税額がある場合は申告をして、納税します。

相続人の状況や相続財産によって、申告に必要な書類が異なることには注意が必要です【図表9】。

【図表9】申告書作成のために準備する書類の例

種類	書類
身分・分割に関するもの	被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本、相続人の戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書
土地・建物	固定資産評価証明書、不動産の登記事項証明書、名寄帳、路線価図、公図、測量図など
現金・預貯金	預貯金通帳、銀行残高証明書（相続開始日現在）など
有価証券	有価証券保護預り証、有価証券残高証明書（相続開始日現在）など
保険・年金など	生命保険支払通知書、年金証明書、保険証書など
退職金、弔慰金	退職金支払調書など
債務	借用証書など

(出所) 監修者作成



監修

荒巻善宏 (あらまき・よしひろ)
 「税理士法人チェスター」代表社員。
 税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー、証券外務員の有資格者。セミナーや講演会、メディア出演のほか、税理士法人チェスター名義で「相続はこうしてやりなさい」(ダイヤモンド社)、『ド素人がよくわかる相続の本』(翔泳社)など著書多数。

細越善齊 (ほそごえ・よしひと)
 「CST法律事務所」代表弁護士(第二東京弁護士会所属)。都内法律事務所勤務を経て、2018年1月に法律事務所チェスター設立。翌2019年2月にCST法律事務所へ改称。日本プロ野球選手会公認選手代理人を務める。著書(共著)に「弁護士が教える相続トラブルが起きない法則」(中央経済社)。

ここまで手続きの流れや注意点を紹介しましたが、実際の手続きには必要な書類も多く、時間がかかります。専門家のアドバイスなども活用しながら、早めに全体の流れを把握し、準備を進めていくのがよいでしょう。